

新報

時事新報 定價  
時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細の商況物  
價報告あり其代價總送料廣告料は左の如し  
一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓  
〇期一箇月前金六圓〇月滿休刊  
○時事新報社ヨリ直接ニ通送スルモノハ右定價ノ外ニ一箇月十三錢の  
兼送料ヲ申受け  
時事新報廣告料(前金)  
本社へ寄稿に付  
一冊下野等廿四字語 一日 五〇銭 一日 七〇銭以上  
一 冊 一 付 一十三錢 十一段十錢  
時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社  
に通信を依頼せどと雖も世間往々此事を知らずして通  
信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事を信  
する方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合は専か  
本社に向け發送あらんとを請ふ

本社一書稱り乍  
を始め各府縣に通信社と  
に報道を發送し各新聞社と  
より各社同一の記事を想  
報社は社員並に通信員の  
依頼せども雖も世間往々  
へ報道すれば本社にも甚  
きが如し爲めに行違ひ  
本社に記事論說を寄稿す  
け發送あらんとを請ふ

は、精神を發達せしむるのみに限らず身體を養成して筋骨を發達せしむるも亦教育の一部分にして決して忽に可らざるふと勿論あり元來人の精神は肉體の支持を受て始めて其効力をなすものなれば先づ身體の發育を充分ならしめて然る後、精神の發育を謀るふと正當なる教育の順序なりと謂ふ可し然るに我國現在の教育法は全く此順序を誤りたるものにして少年子弟の智育には盡力到らざる所なく如何なる片田舎にても讀書習字を教ゆる爲めに學校の設わらざる地はなき程の有様にして苟にも學齡の少年にして學問の心得なき者とては全國を舉て甚だ僅少の數なれども之に反して體育の事に至ては頗る意を留むる者なく學校に體操の課なきに非ざれども大概皆不完全のものにして生徒が少しく之を怠りたりとて嚴しく咎めらるゝふともなく又勤めたりとて大に賞せらるゝふともなく體操は唯一種の儀式として存する位のふとにして尙ほ甚だしきに至る始末なれば今日の學生が身體羸弱にして事に堪へざるは固より怪むに足らず畢竟するに維新以來世の急劇者流が唯漫に舊來の習慣風俗を破壊するふとに汲々たるの餘り我國武士の得意とせる諸般の武藝をも野蠻なる武道を再興し學校の生徒に弓馬槍劍等の諸術を教へてりとて一切排斥し知らず識らず少年子弟をして體育の路を失はしめたるものにして國の爲め誠に痛嘆に堪へざるふと謂はざるを得ず左れば今日更に封建時代の武道を再興し學校の生徒に弓馬槍劍等の諸術を教へて活動勇壯の運動をなさむるは我輩の至極贊成する所なれども又ふれど同時に西洋流の體育法をも併せ用ひ決して劣るとなし是等の遊戯にして若し盛に我國の學生社會に流行するに至らば其利益必ず少くらざる可し西洋諸國にては各學校にフートボール、ベイスボール、船漕等種々の競技組合ありて學校と學校と互に其

りて或は間接に其筋に縁因あるものもあるよし其縁因  
關係は如何にしても其舉動を條例の目より見れば何れ  
も同様の罪人たらざるを得ず今回の退去者は何れの種類  
類に多くして何れの種類に少なきや其邊の事實は我調  
の知らざる所なれども苟も同一の條例に據りて處分す  
る以上は其取扱は何れにも偏せずして飽迄も公平な  
らんふとを祈るのみ

言

四

○司法省告示第三十七號  
大坂地方裁判所管内枚方區裁判所ニ於テ明治二十五年六月一日ヨリ裁判事務ヲ取扱フ

明治二十五年五月二十三日

司法大臣子爵田中不二齋

遞信省告示第一百十九號  
長門國下ノ關海峽金伏立標點燈器械毀損ニ付修繕中點燈ヲ停止ス

明治二十五年五月二十三日

遞信大臣伯爵後藤象二郎

○東京府令第五十四號  
兵式體操科用銃器等取締規程ヲ定ムルコト左ノ如シ  
明治二十五年五月二十三日

明治二十三年三月法律  
編債權擔保編證據綱同  
八月法律第五十九號商  
七號法例及第九十八號商  
を行ふが爲め明治二十  
を延期す

雜

C.S.Reber	横飛(驅走)廿三呎六吋半	M.W.Ford
同	(停立)十呎九吋四分三	
竿飛(高)	十一呎五吋五	
同 (橫)	廿六呎四吋半	
		H.H.Baxter
右のレコードは皆僕が數年前以來に出來たるものにして中には過る一年間に出來たるものもあり即ち西洋諸國殊に英米兩國に於て競技者の技倆は今尙ほ益々上進しつゝあるの明證に外ならず思ふに我國人の體格は小なりと雖も前記の諸技の如く非常に體力を要せらる遊戯に於ては敢て西洋人に對して後を取る可きの謂れなし併問す我國の學生諸子は大に身體を練磨して西洋人の造りたるレコードを破るの意なきや否や。		

保安條例の執行

武道を重んじ學校の生徒は戸黒村義等の語道をもととして活潑勇壯の運動をなさしむるは我輩の至極賛成する所なれども又ふれど同時に西洋流の體育法をも併せ用ひんふとを希望する者なり抑も西洋諸國に行はるゝ諸球戯、競走、競飛、船漕等の諸技は身體の爲めに裨益あるのみ勿論にして其壯快活潑なるは我國の武術に比して決して劣るとなし是等の遊戯にして若し盛に我國の學生社會に流行するに至らば其利益必ず少々ならざる可し西洋諸國にては各學校にフートボール、ベイスボール、船漕等種々の競技組合ありて學校と學校と互に其

保安條例の執行

府下にては去る二十一日の夜、保安條例第四條の質置にありて退去の命を受けたるもの百四十餘名の多きに及べり此程來所謂壯士と稱する徒が都下に横行して或は人を殴打し又は恐嚇するなど其亂暴狼籍は捨置く可なれど非されば條例の施行も止むを得ざるものと認めざるを得ず世間には往々條例廢止の議論もあれども此有様を見れば其廢止も當分の間先づ以て覺束なきが如き聞く所に據れば彼の壯士なるものゝ中には種々の種類ある

◎ 民法商法施行延期法律案 費

右貴族院規則第六十四條に依り提出候也  
明治二十五年五月十六日 発議者 村田 保  
智成者

正月

正月

五十  
版 止

當古原野燒崎市鐵助  
若三木尾過公威  
山崎木通吉順  
五十嵐小幡篇次  
吉田三右衛門  
井興五郎  
坂誠吉郎  
止本